

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による個別外部監査の実施の流れ

(根拠規定: 健全化法第26条)

- ① 長からの個別外部監査の要求(地方自治法第199条第6項等)
↓
- ② 監査委員による受理
↓
- ③ 長への意見の通知(地方自治法第252条の41第3項)
↓
- ④ 長は、個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会に付議
(地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項)
<可決された場合>
↓
- ⑤ 長は、監査委員の意見を聴き、議会の議決を経ることにより、個別外部監査契約を締結
(地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第5項及び6項)
↓
- ⑥ 個別外部監査人による監査
↓
- ⑦ 個別外部監査人による監査の結果に関する報告の提出
(地方自治法第252条の41第6項により準用される同法第252条の37第5項)
↓
- ⑧ 監査委員による公表
(地方自治法第252条の41第6項により準用される同法第252条の38第3項)